

教科目名 都市計画 (City Planning)

学科名・学年 : 都市システム工学科 4 年 (教育プログラム 第 1 学年 ◎科目)

単位数など : 必修 2 単位 (前期 1 コマ, 後期 1 コマ, 授業時間 46.5 時間)

担当教員 : 亀野 辰三

授業の概要			
<p>近年、都市計画は「まちづくりとは、住むための良い環境をつくるもの」という環境重視の観点が強く要請されている。そこで、本講義では、前半には従来と同じく、都市論や土地利用計画等の都市計画法を中心に解説する。後半は、近年導入が進んでいる環境重視の「地区計画」を詳述する。また、都市計画法と並んで重要な建築基準法の考え方を述べる。都市施設では、土地地区画整理事業や公園緑地を取り上げ、その仕組みや整備方法について解説する。</p> <p>都市計画は社会経済や日常生活と密接な関係を有していることから、レポート作成により都市計画的な見方、考え方を身につけることを重視している。</p>			
達成目標と評価方法		大分高専目標 (B2), JABEE 目標 (d1⑤) (g)	
(1) 都市問題や都市計画に関する基礎理論が理解できる。(定期試験) (2) 都市計画的な見方、考え方を養うとともに、日常生活との関わりについて理解できる。(レポート) (3) 自主的、継続的に学習できる能力を養成する。(レポート)			
回	授 業 項 目	内 容	理解度の自己点検
1, 2 3, 4 5, 6 7	1. 都市計画論 (1) 都市の意義と分類 (2) 都市計画の歴史 (3) 都市構造論	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の意義と分類について学ぶ。 ○都市計画の歴史について理解する ○代表的な都市構造論について学ぶ。 ○都市のコンパクト化について学ぶ。 	【理解の度合い】
8	前期中間試験		【試験の点数】 点
9, 10 11, 12 13 14	前期中間試験の解答と解説 2. 土地利用計画 (1) 都市計画区域・地域地区 (2) 用途地域 (3) その他の地域地区 〈レポート作成説明〉	<ul style="list-style-type: none"> ○わからなかった部分を理解する。 ○都市計画区域と地域地区について学ぶ。 ○市街化区域と市街化調整区域について理解する。 ○補助的地域地区について学ぶ。 ○レポート作成要領&プレゼンテーションの方法を理解する。 	【理解の度合い】
15	前期末試験		【試験の点数】 点
16, 17 18, 19 20, 21 22	前期末試験の解答と解説 レポートの講評 3. 地区計画・建築協定 4. 建築基準法 (1) 建築確認 (2) 建築基準法上の道路 (3) 建ぺい率 (4) 容積率	<ul style="list-style-type: none"> ○わからなかった部分を理解する。 ○良いレポートの書き方を理解する。 ○地区計画・建築協定について学ぶ。 ○建築基準法上の基礎用語を理解する。 ○建ぺい率を理解する。 ○容積率を理解する。 	【理解の度合い】
23	後期中間試験		【試験の点数】 点
24 25 26 27 28, 29	5. 市街地整備事業 (1) 市街地整備事業概説 (2) 土地地区画整理事業 (3) 市街地再開発事業 (4) 公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○わからなかった部分を理解する。 ○市街地整備事業の全体像を理解する。 ○土地地区画整理事業のしくみを理解する ○市街地再開発事業のしくみを理解する。 ○公園緑地の意義・種類・効用を理解する。 	【理解の度合い】
30	後期末試験		【試験の点数】 点
	後期末試験の解答と解説	○わからなかった部分を理解する。	
履修上の注意	夏休みを利用して興味のある都市問題について新聞記事の切り抜きを課すので、日頃から新聞を読む習慣を付けること。		【総合達成度】
教科書	平田・亀野・宮原・武井・内田, 環境・都市システム系教科書シリーズ 16, 「都市計画」, コロナ社		
参考図書	石井・湯沢・亀野他共著, 「最新 都市計画第 3 版」, 森北出版		
自学上の注意	都市計画に関する演習問題を常時課すので、学生は自ら教科書や参考書, インターネット等を用いて調べて提出すること。		
関連科目	公園緑地計画, 環境計画, 地域計画学		
総合評価	達成目標の(1)~(3)について定期試験とレポートで評価する。 総合評価 = $0.7 \times (4 \text{ 回の定期試験の平均}) + 0.3 \times (\text{レポート})$ 総合評価が 60 点以上を合格とする。再試験は、総合評価が 60 点に満たない者に対して実施する。なお、再試験の受験資格は、レポートを提出した者で、かつ 3 回の定期試験の平均点が 40 点以上の者に与える。		【総合評価】 点